

災害公営住宅整備関連事業の延長

1. 目 的

被災者の居住の安定確保を図るため、平成23年度一次補正予算において措置した災害公営住宅の整備に関連して実施する各事業について、東日本大震災復興交付金の終期まで支援を行う。

2. 内 容

平成23年度1次補正予算で措置した以下の事業について、平成27年度までの間における歳出予算に係る国の補助を受けるものを対象とする。（現行：平成23年度から平成25年度までの間における歳出予算に係る国の補助を受けるもの）

- ・用地取得造成事業
- ・災害対応改修事業
- ・災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業
- ・高齢者生活支援施設等整備事業

公営住宅等の標準建設費の見直し（被災3県）

標準建設費とは

公営住宅の補助対象費用の限度額は、標準的な住宅を基本とし、特別な工事については加算することにより算出。

- 標準建設費は、住宅の立地条件・構造・階数に応じ、毎年度の価格変動を反映して国土交通大臣が定める。
- 特別な工事を行うなど通常よりも費用を要する場合は、その工事内容に対して、一定額の加算を措置。

標準建設費



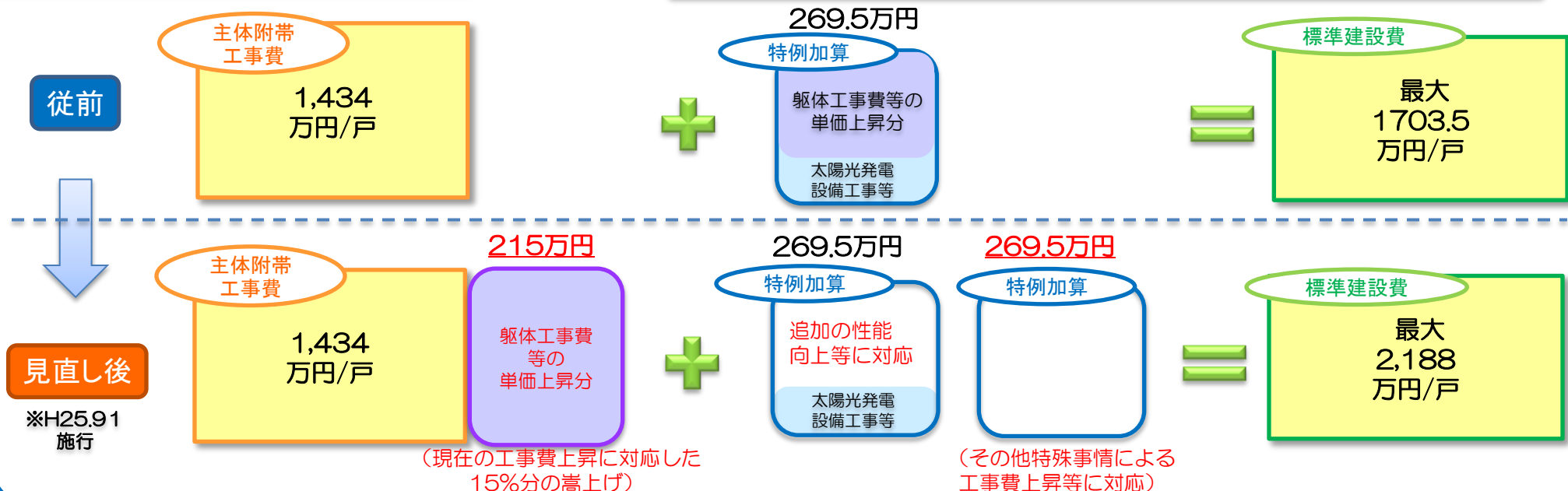
立地条件・構造・階数等により
決定される金額
(主体附帯工事費)



特例加算

① 平成25年9月1日見直し

【立地条件】仙台市（多雪寒冷地域）【構造】中層耐火構造・片廊下型 【階数】3階建



② 平成26年4月1日見直し

さらに、平成26年度予算において、被災3県における標準建設費を引き上げ。
低層：+4.8% 中層：+6.4% 高層：+6.7%（消費税引き上げ分を含む）

